

羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則

羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和48年規則第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、羽村市心身障害者福祉手当条例（昭和48年条例第33号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（規則で定める理由により申請を行わなかった者）

第2条 条例第3条第1項に規定する規則で定める理由により申請を行わなかった者は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 65歳に達する日の前日において第6条に規定する施設（以下この条において「施設」という。）に入所していた者で、65歳に達した日以後に施設を退所し、施設に入所していないもの
- (2) 65歳に達する日の前日において条例第3条第2項第1号の規定に該当していた者で、65歳に達した日以後に同号に該当していないもの
- (3) 65歳に達する日の前日において羽村市の区域外に住所を有していた者で、65歳に達した日以後に羽村市の区域内の住所を有しているもの
- (4) 前3号に掲げる者のほか、65歳に達する日の前日においてやむを得ない理由により申請を行わなかったと市長が認めるもの

（所得の額）

第3条 条例第3条第2項第1号に規定する規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 加算対象扶養親族等（所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第33号に規定する同一生計配偶者（次号において「同一生計配偶者」という。）及び同条第34号に規定する扶養親族（以下この号において「扶養親族」という。）のうち、控除対象扶養親族（同条第34号の2に規定する控除対象扶養親族をいう。次号において同じ。）に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。次号において同じ。）がない場合 360万4千円
- (2) 加算対象扶養親族等がある場合 360万4千円に次に掲げる額を加算した額
 - ア 当該加算対象扶養親族等（70歳以上の同一生計配偶者、老人扶養親族（所得税法第2条第34号の4に規定する老人扶養親族をいう。以下この号において同じ。）又は特定扶養親族等（同条第34号の3に規定する特定扶養親族及び19歳未満の控除対象扶養親族をいう。以下この号において同じ。）に該当するものを除く。）の数に38万円を乗じて得た額

イ 当該加算対象扶養親族等（70歳以上の同一生計配偶者又は老人扶養親族に該当するものに限る。）の数に48万円を乗じて得た額

ウ 当該加算対象扶養親族等（特定扶養親族等に該当するものに限る。）の数に63万円を乗じて得た額

（所得の範囲）

第4条 条例第3条第2項第1号に規定する所得は、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が法第1条第2項の規定によって課する法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（所得の額の計算方法）

第5条 条例第3条第2項第1号に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税に係る法第313条第1項に規定する総所得金額（所得税法第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得を有する場合には、同法第28条第2項の規定により計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定により計算した金額の合計額から10万円を控除して得た金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）と同項第2号の規定により計算した金額とを合算した額を当該給与所得の金額及び同条第1項に規定する雑所得の金額の合計額として計算するものとする。）、退職所得金額及び山林所得金額、法附則第33条の3第5項において準用する同条第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項において準用する同条第1項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、法附則第35条第5項において準用する同条第1項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、法附則第35条の4第4項において準用する同条第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第7項（同法第12条第7項及び第16条第4項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第9項（同法第12条第8項及び第16条第5

項において準用する場合を含む。) に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和44年法律第46号)第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額並びに同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

(1) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第1号から第4号又は第10号の2に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額又は配偶者特別控除額に相当する額

(2) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者(条例別表支給対象の欄に規定する者の所得の場合にあっては、その者を除く。)1人につき、27万円(当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合は、40万円)

(3) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円

(4) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第8号の2に規定する控除を受けたものについては、35万円

(5) 前項に規定する市町村民税につき、法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

(施設)

第6条 条例第3条第2項第2号に規定する規則で定める施設は、次の各号に掲げる施設(通所により利用する施設を除く。)をいう。

(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第11項に規定する障害者支援施設であって、国若しくは地方公共団体又は社会福祉法人の設置する施設

(2) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム及び軽費老人ホーム

(3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第1項第1号に規定する救護施設

(4) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成14年法律第167号)第11条第1号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園の設置する福祉施設

(5) 前各号に掲げるもののほか、援護が国又は地方公共団体の負担において行われている施設であって市長が定めるもの

(受給資格の認定の申請)

第7条 条例第5条第1項の規定による申請は、心身障害者福祉手当認定申請書（様式第1号）に申請者に係る次の各号に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 条例別表の区分に規定する程度の障害を有する者であることを証明する書類

(2) 申請の月に属する年に他の区市町村から転入した場合にあっては、前年の所得（1月から7月までに行う申請については、前前年の所得）の状況を証する書類

(認定及び却下の通知)

第8条 市長は、申請を受理したときは、条例第3条に定める支給要件に該当しているか否かを調査し、受給資格があると認めたときは、心身障害者福祉手当認定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知する。

2 市長は、前項の調査の結果受給資格がないと認めたときは、心身障害者福祉手当非該当通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知する。

(支給方法の特例)

第9条 条例第8条ただし書に規定する特別の事情とは、受給資格を受けた者（以下「受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

(1) 受給資格が消滅したとき。

(2) 支払期日が経過した後において支払うとき。

(3) 災害、疾病等、市長が特に必要と認める理由があるとき。

(受給資格消滅の通知)

第10条 市長は、受給者が条例第3条第1項に規定する支給要件に該当しなくなったとき又は同条第2項に該当したときは、心身障害者福祉手当受給資格消滅通知書（様式第4号）により、当該受給者であった者に通知する。

(未支払手当)

第11条 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき心身障害者福祉手当（以下「手当」という。）で、未支払の手当があるときは、その手当はその者の同居する親族に支払う。

(手当の返還請求)

第12条 条例第10条に規定する手当の返還の請求は、心身障害者福祉手当返還請求書（様式第5号）により、手当を返還すべき者に通知して行う。

(届出)

第13条 条例第9条第2項に規定する届出は、心身障害者福祉手当受給者異動届（様式第6号）により行わなければならない。氏名等の認定申請の内容が変更になったときも、また同様とする。

(現況届)

第14条 受給者は、毎年6月1日から7月31日までの間に、心身障害者福祉手当受給者現況届（様式第7号）を市長に提出しなければならない。ただし、市長がその届出を要しないと認めるときはこの限りでない。

(公簿の確認)

第15条 市長は、この規則の規定により申請書又は届出書に添えなければならない書類により証明すべき理由を、公簿によって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

(台帳登載)

第16条 市長は、心身障害者福祉手当受給者台帳を備え、第8条第1項の規定により心身障害者福祉手当認定通知書を交付した者をこれに登載する。

2 市長は、前項の台帳の備付けを電磁的記録（電子計算機による情報処理の用に供されるもの）により行うことができる。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成12年8月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成22年4月1日（以下「適用日」という。）において、年齢が65歳未満である者（同年7月31日までに65歳に達する者に限る。）であって、かつ、羽村市心身障害者福祉手当条例（昭和48年条例第33号。以下「条例」という。）別表に規定する障害者（身体障害者に該当する者のうち、肝臓機能障害を有する者に限る。）となった日が適用日であるものは、条例第3条第1項ただし書きの規定にかかわらず、条例別表に掲げる要件に該当する者（以下「対象者」という。）とする。この場合において、当該対象者が、条例第4条に規定する羽村市心身障害者福祉手当の支給を受けようとするときは、平成22年7月31日までの間に、条例第5条の規定により市長に申請しなければならない。

付 則（平成13年規則第40号）

この規則は、平成13年8月1日から施行する。

付 則（平成14年規則第36号）

この規則は、平成14年8月1日から施行する。

付 則 (平成15年規則第24号)

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

付 則 (平成15年規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第5条第1項の規定は、平成16年8月以後の月分の手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の手当の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成17年規則第1号)

(施行期日)

1 この規則は、平成17年3月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に改正前の羽村市難病患者福祉手当条例施行規則等の様式の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則の施行後も当分の間、所要の補正を施し、又は性別記載欄があるにかかわらず申請者等に対し性別の記載を求めない等の方法により使用できるものとする。

付 則 (平成17年規則第15号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

付 則 (平成18年規則第40号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成18年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この規則による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第4条第2項の規定は、平成18年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則 (平成21年規則第26号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成22年規則第12号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

付 則（平成24年3月30日規則第14号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第3条の表の改正規定は同年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第3条の規定は、平成24年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成25年3月29日規則第16号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第3条羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第6条第1号の改正規定（「第5条第12項」を「第5条第11項」に改める部分に限る。）は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第18号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則（平成28年12月14日規則第29号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成29年1月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この規則による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第5条第1項の規定は、平成30年8月以降の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成30年12月19日規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- （適用区分）
- 2 この規則による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第5条の規定は、平成30年8月以降の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成31年3月8日規則第2号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

4 この規則による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第3条の規定は、平成31年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（平成31年4月25日規則第8号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

付 則（令和3年3月16日規則第14号抄）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

3 この規則中第2条の規定による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第5条の規定は、令和3年8月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年7月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

付 則（令和4年1月31日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際この規則による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

付 則（令和6年12月27日規則第60号抄）

(施行期日)

1 この規則は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

6 第4条の規定による改正後の羽村市心身障害者福祉手当条例施行規則第3条の規定は、令和7年1月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、令和6年12月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。